



平成22年 1月 8日

各 医 師 会

感染症危機管理担当理事 殿

福 岡 県 医 師 会

感染症危機管理担当理事

原 口 宏 之

(公 印 省 略)

新型インフルエンザの予防接種により医療従事者に生じた
健康被害の取扱いについて

新型インフルエンザの予防接種（以下「予防接種」という。）につきましては、平成21年12月4日、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成21年法律第98号）、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成21年政令第277号）、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則（平成21年厚生労働省令第153号）（以下「特措法等」という。）が公布、施行され、予防接種により健康被害が発生した場合、医療費、医療手当等、健康被害の状況に応じた給付が行われることとなった旨、平成21年12月19日付けでご連絡いたしました。今般、厚生労働省より、新型インフルエンザの予防接種により医療従事者に生じた健康被害に係る業務上外の判断等について、各都道府県労働局に対し下記のとおり示された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでご連絡申し上げます。

本件は、具体的には、医師、看護師等医療従事者については、優先接種の取扱いに伴い、業務命令等に基づき予防接種を行い健康被害が生じた場合（予防接種と健康被害との間に医学的な因果関係が認められる場合に限る。）については、従来どおり労災保険給付の対象となることが明確化されたものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【業務上外の判断について】

予防接種については、通常、本人の自由意思によって行われ、当該労働者の業務として行われるものとは認められないことから、当該予防接種により疾病、障害又は死亡（以下「健康被害」という。）が生じたとしても、健康被害は業務に起因するものとは一般に認められず、労災保険給付の対象となるものではない。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 毛利康茂
新型インフルエンザ対策委員会
会長 丸山 泉

しかしながら、医師、看護師等医療従事者については、今般の優先接種の取扱いに伴い、必要な医療体制を維持する観点から、業務命令等に基づいて予防接種を受けざるを得ない状況にあると考えられることから、予防接種による健康被害が生じた場合（予防接種と健康被害との間に医学的な因果関係が認められる場合に限る。）については、当該予防接種が明らかに私的な理由によるものと認められる場合を除き、労働基準法施行規則第35条別表第1の2の6号の5の業務上疾病又はこれに起因する死亡等として取り扱うこととなる。

なお、上記の取扱いで業務上外の判断に疑義が生ずる場合については、本省補償課業務係あて協議されたい。

(保 178)

平成 21 年 12 月 25 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
石 井 正 三

新型インフルエンザの予防接種により医療従事者に生じた健康被害の取扱いについて

新型インフルエンザの予防接種（以下「予防接種」という。）につきましては、平成 21 年 12 月 4 日、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法（平成 21 年法律第 98 号）、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）、新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法施行規則（平成 21 年厚生労働省令第 153 号）（以下「特措法等」という。）が公布、施行され、予防接種により健康被害が発生した場合、医療費、医療手当等、健康被害の状況に応じた給付が行われることとなりました。（平成 21 年 12 月 10 日付け、地Ⅲ201 によりご連絡済み。）

また、本特措法等の成立にあたり、「新型インフルエンザの予防接種により業務に起因して健康被害が生じた医療従事者については、労働者災害補償保険法の休業補償の対象となることを明確にすること」とする決議がなされたところです。

今般、厚生労働省より、上記決議を踏まえ、新型インフルエンザの予防接種により医療従事者に生じた健康被害に係る業務上外の判断等について、別添のとおり通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、医師、看護師等医療従事者につきましては、優先接種の取扱いに伴い、業務命令等に基づき予防接種を行い健康被害が生じた場合（予防接種と健康被害との間に医学的な因果関係が認められる場合に限る。）については、従来どおり労災保険給付の対象となることが明確化されたものであります。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

1. 新型インフルエンザの予防接種により医療従事者に生じた健康被害の取扱いについて
（平 21.12.16 基労補発 1216 第 1 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）
2. 別添 第 173 回国会 衆議院 厚生労働委員会 第 5 号
新型インフルエンザ対策の推進に関する件（抄）

基勞補発 1 2 1 6 第 1 号
平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

新型インフルエンザの予防接種により医療従事者に生じた健康被害の取扱いについて

先般成立した「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法」（平成 2 1 年法律第 9 8 号）の国会における審議過程において、別添のとおり、新型インフルエンザの予防接種（以下「予防接種」という。）により業務に起因して健康被害が生じた医療従事者については、労働者災害補償保険法の休業補償の対象となることを明確にすることとの決議がなされたことを踏まえ、新型インフルエンザの予防接種により医療従事者に生じた健康被害に係る業務上外の判断等については、下記に留意の上、その取扱いに遺漏なきよう期されたい。

記

1 業務上外の判断について

予防接種については、通常、本人の自由意思によって行われ、当該労働者の業務として行われるものとは認められないことから、当該予防接種により疾病、障害又は死亡（以下「健康被害」という。）が生じたとしても、健康被害は業務に起因するものとは一般に認められず、労災保険給付の対象となるものではない。

しかしながら、医師、看護師等医療従事者については、今般の優先接種の取扱いに伴い、必要な医療体制を維持する観点から、業務命令等に基づいて予防接種を受けざるを得ない状況にあると考えられることから、予防接種による健康被害が生じた場合（予防接種と健康被害との間に医学的な因果関係が認められる場合に限る。）については、当該予防接種が明らかに私的な理由によるものと認められる場合を除き、労働基準法施行規則第 3 5 条別表第 1 の 2 の 6 号の 5 の業務上疾病又はこれに起因する死亡等として取り扱うこととなる。

なお、上記の取扱いで業務上外の判断に疑義が生ずる場合については、本省補償課業務係あて協議されたい。

2 予防接種による健康被害に係る労災補償の周知

予防接種による健康被害について、医療機関に対しあらゆる機会を通じて周知を実施するとともに、ホームページに掲載する等、上記の取扱いについての周知徹底を図ること。

第173回国会 衆議院 厚生労働委員会 第5号

新型インフルエンザ対策の推進に関する件（抄）

政府は、新型インフルエンザ対策の実施に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 6 新型インフルエンザ予防接種により業務に起因して健康被害が生じた医療従事者については、労働者災害補償保険法の休業補償の対象となることを明確にすること。